



No.204

ティークレイク

## Tea Break

明治時代のイギリス人弁理士  
—ウォルター・デ・ハビランド—

国際活動センター 欧州・アフリカ部  
呉 英燦, バーナード 正子

### 1. はじめに

日本弁理士会の国際活動センターでは、諸外国の知的財産制度に関する情報の収集、発信等を目的として外国の関係団体との交流を行っており、英国公認特許代理人協会（CIPA）とは、相互に会員の派遣や会員による講演等の活動を行っている。

ところでCIPA ジャーナルの2020年10月号にCIPA フェロー会員であるダレン・スミス氏（Dr. Darren Smyth）が明治時代の日本で弁理士として活躍したイギリス人についての記事を掲載していた<sup>(1)</sup>。明治時代といえば、欧米の特許制度が国内で紹介され、明治17年（1884年）には「商標条例」が公布され、明治18年（1885年）には高橋是清が起草した「専売特許条例」が施行されるという、日本における知的財産制度の黎明期である。特許を申請する代理人としての弁理士については、日本がパリ条約に加盟した明治32年（1899年）に「特許代理業者登録規則」が施行され、これにより登録された代理業者が、明治42年（1909年）に公布された「特許弁理士法」により「特許弁理士」に改称され、その後、大正10年（1921年）に公布された「弁理士法」により「弁理士」に改称されたという経緯がある。

この時代に、イギリス人でありながら、どのような経緯で異国の日本で弁理士となり、どのような業務を行っていたのか、同じくイギリス人であるスミス氏が調査した結果は、我々日本の弁理士にとっても非常に興味深い。そこで、明治時代のイギリス人弁理士、ウォルター・デ・ハビランド（Walter de Havilland）について、スミス氏ご本人から承諾を頂いた上で、その論文でまとめられている内容を、ここで簡潔に紹介したいと思う。

### 2. ウォルター・デ・ハビランドについて

ウォルターは、明治5年（1872年）にロンドン東部のルイシャムで牧師の子として生を受け、その後、チャネル諸島にあるイギリス領のガンジー島で成長し、エリザベス・カレッジとハロウ校で教育を受けた。明治23年（1890年）にケンブリッジ大学に入学し、明治26年（1893年）に学士号を取得した彼は、兄のジョージ・メイトランド・デ・ハビランド（George Maitland de Havilland）の後を追うように来日し、英国聖公会の教会である函館聖ヨハネ教会の責任者の下にしばらく滞在した。ウォルターはここで英語を教える傍ら、子ども達にサッカーやクリケットも教えていたようである。

その数年後、明治29年（1896年）にウォルターは、英国聖公会の活動拠点の一つであった神戸へ移住し、キリスト教系の学校でしばらく教鞭をとったが、明治31年（1898年）には金沢の旧制第四高等学校（現在の金沢大学の前身）の英語教師に任命された。月給250円、宿泊費10円、最低3年間の任期を保証するという内容の手紙が残っているようである。明治30年ごろであれば、大工の日給が平均0.6円、夫婦で暮らすための下宿が月15円ほどであり<sup>(2)</sup>、かの夏目漱石が熊本の第五高等学校の講師として支給されていた月給が100円であったようなので<sup>(3)</sup>、これは破格の待遇といえるだろう。第四高等学校では、英語以外にラテン語、ギリシャ語、フランス語も教えることになっていたらしい。また、ここでもサッカーを奨励していたという記録が残っているようである。なお、ケンブリッジ大学の制度によれば、学士（BA）修了後、一定の期間を経ると修士号（MA）が取得できたようで（この制度は現在も存続しており、大学院で取得する修士号と区別するために、Cambridge MAと呼ばれている）、ウォルターも日本にいな

明治35年(1902年)にケンブリッジ大学の修士号を取得したようであった。

この後、明治37年(1904年)にウォルターは東京高等師範学校(現在の筑波大学の前身)で教鞭をとることになった。

さて、明治42年(1909年)には上記のとおり、「特許弁理士法」が公布され、「特許弁理士」以外の者が特許に関する代理業務を行うことは禁止されたが、外国人であるウォルターはどうやって弁理士として活躍することができたのか? 当時も弁理士として登録するための弁理士試験が存在していたが、当時の制度によれば国内・国外の大学等を卒業した者は弁理士になることができたらしく、ウォルターがイギリスのケンブリッジ大学を卒業していたことにより、つまり外国の大学であってもその学位(修士号)を有していたことにより、弁理士として登録することができ、代理業務を行うことができたのである。

ウォルターが日本で弁理士という職業を選択した背景には、日本で弁理士として登録していたもう一人のイギリス人、ウィリアム・シルバー・ホール(William Silver Hall)との出会いがあった。ウィリアムは来日前にイギリスでエンジニアとして働いていた経験があり、日本では明治14年(1881年)に設立され、欧米から輸入される機械などを扱っていた高田商会に勤務していた。しかしウィリアムは明治32年(1899年)に独立して貿易会社と特許事務所を設立した。ウォルターはウィリアムと一緒に仕事をし、ウィリアムの死後には彼のビジネスを引き継いだようである。当時の新聞には、ウォルターが「麴町」で特許事務所を開設したことが記載されていたらしい。ただし、この「麴町」とは、「2 & 3 Mitsu Bishi Building Yaesucho」となっていることから、当時の「麴町区」の「八重洲町」に事務所を構えていたようである。なお、この当時の八重洲町は、大正12年(1923年)の関東大震災の後に、昭和4年~13年(1929年~1938年)にかけて住所の表記が変更されたため、現在の八重洲ではなく、丸の内二丁目になる。ここには、明治時代に日本で活躍したイギリス人建築家、ジョサイア・コンドルが設計し、明治27年(1894年)に建築され、昭和43年(1968年)に解体されたものの、後に復元されて現在、三菱一号館美術館が存在しているが、上記の住所として記載されていた二号館および三号館はもはや現存していない。

ところで、ウィリアムは明治39年(1901年)、ウォ

ルターは明治42年(1909年)にCIPAの在外会員となっていた。イギリス人であるウィリアムとウォルターが、CIPAの在外会員であるということは、彼らがイギリスでの活動を認められていたのではなく、外国で、つまり日本で特許の代理人として活動していたことを証明するものである。また、日本弁理士会によれば、ウォルターが、「ウォルター、オーガスタス、デハビランド」という名前で日本の弁理士として登録されていたことが確認されているようである。

### 3. 特許業務

イギリス人でありながら、日本で弁理士として活躍したというウォルターは果たしてどのような業務を行っていたのか?

彼が代理人業務を行っていたこと自体は上記のとおり、確認されている。昭和5年(1930年)頃にウォルターは、大正12年(1923年)に東京駅近くに建設された「丸ノ内ビルディング」に事務所を移転したとの記録が残っており、また、とある業界紙の昭和12年(1937年)版には「丸ノ内ビルディング」に彼の名前が掲載されていたらしい。

ウォルターが日本で代理人業務を開始したころには、すでに日本での滞在が10年以上に及んでいた。そのため、それなりの日本語力はあったと思われるものの、日本語で特許出願の書類を作成していたとは考えがたい。スミス氏によれば、恐らく彼は、翻訳などのために日本人を雇い、人脈を利用して英語圏から日本への出願を扱っていたのではないかとのことである。大正10年(1921年)に改正特許法が施行されるまでは、特許が付与されるまで出願公開は行われず、また、公開された特許公報に弁理士の名前は記載されていなかった。しかし、改正法により出願公告制度が採用され、その後は公報に弁理士の名前も掲載されるようになった。スミス氏は、大正15年(1926年)の1月から3月の特許出願2500件を調査し、ウォルターの事務所の住所が丸ノ内1丁目6番1号であったことの裏付けをとると共に、ウォルターが代理した22件の出願の中に日本からの出願はなかったこと、これらの出願はイギリス、アメリカ、オーストラリア、フランスからのものであったことを確認している。この調査結果に基づけば、ウィリアム・シルバー・ホールの時代から四半世紀以上にわたって続いていたウォルターの事務所のビジネスは順調であったことが推測される。

#### 4. 私生活について

ウォルターは、特許業務が軌道に乗って数年が経過したころ、早稲田大学で音楽を教えていた兄、アーネスト・ルース (Ernest Ruse) を訪ねてきた妹のリリアン・オーガスタ・ルース (Lilian Augusta Ruse) と出会い、大正3年(1914年)11月にニューヨークで結婚し、その後、東京に戻ってきた。ウォルターとリリアンとの間には、オリビア (Olivia) とジョーン (Joan) という娘が二人生まれた。大正5年(1916年)生まれのオリビア・デ・ハビランドは、令和2年(2020年)7月26日にパリにて104歳で亡くなったが、大正6年(1917年)生まれの妹、ジョーンと共にハリウッド黄金時代の女優であった。オリビアが出演した映画の代表作には「風と共に去りぬ」(メラニー・ハミルトン役として出演)が挙げられる。ジョーンも後にジョーン・フォンテーヌ (Joan Fontaine, ウォルターの妻リリアンが彼と離婚後、再婚した相手の名が Fontaine であった) の名で女優として活躍しており、彼女の自伝「No Bed of Roses」の中で折に触れ、父ウォルターについて言及している。ジョーンの自伝によれば、ケンブリッジ大学を卒業したウォルターが北海道を目指した理由として、「父は左手の人差し指をテムズ川の河口に向け、右手の人差し指で地球の反対側の同じ緯度を指したら、それが北海道だった」という記載があるらしい。

妻のリリアンは二人の姉妹を連れて大正8年(1919年)にカリフォルニアへ移住し、ウォルターとは大正14年(1925年)に離婚した。ウォルターはその後、昭和2年(1927年)に、東京の家でメイドとして働いていたユキと結婚したが、第二次世界大戦の影響で、二人は昭和15年(1940年)には日本を離れなくてはならなくなったようである。戦後、二人はブリティッシュ・コロンビアに移り、ウォルターは昭和43年(1968年)に96歳でその生涯を閉じた。

なお、ウォルターは、囲碁の名人でもあったようで、明治43年(1910年)には、「The ABC of Go: the National War-Game of Japan」(Kelly & Walsh, Ltd., Yokohama, 1910) という本を出版している。

#### 5. 終わりに

明治という時代は、江戸が東京に改められ、欧米諸国の先進技術や制度を取り入れながら日本の近代化が進んだ時代であり、様々な分野で多くの外国人が雇われ、ある者は任期を終えて帰国し、またある者は日本に留まって生涯を終えた。そのような外国人の中に、ウォルター・デ・ハビランドというCIPAの会員がいて、彼が日本で弁理士として特許の業務に携わっていたことは、我々日本の弁理士ですら、おそらく聞いたことのなかった話だろう。

スミス氏は、現在、イギリスで特許事務所に勤務し、またCIPAのフェロー会員として活動する傍らで、限られた時間と、一部は日本語も含まれていたであろう断片的な資料からウォルターの記録を追いかけ、調査を続け、非常に興味深い物語を紹介してくれた。スミス氏自身は彼の論文の結論部で、ウォルターの物語に魅了され、この研究を続けていきたいと思う一方で、ウォルター・デ・ハビランドを知れば知るほど、好きにはなれないと書いている。

しかし、明治時代に日本で活躍した人物について、ここまで詳細に調べ上げたスミス氏の情熱と胆力には頭が下がる思いである。このコラムを読んでウォルター・デ・ハビランドの生涯に興味を持った方は、是非ともCIPAジャーナルに掲載されているスミス氏の論文を読んでいただきたい。そこには、本稿には掲載しなかったウォルターや彼の家族の写真、囲碁に興じるウォルターの姿が掲載されている。そしてもし、ウォルターに関する情報をお持ちの方がいらしたら、スミス氏にお知らせ頂きたい。

#### (注)

- (1) Walter de Havilland, An Englishman in Meiji Japan, CIPA Journal, October 2020, Volume 49, Number 10
- (2) 東京都、東京百年史編集委員会(編), 「東京百年史」, 第三卷, 昭和47年3月31日発行, 株式会社帝国地方行政学会
- (3) 柳町敬直, 「ビジュアル・ワイド 明治時代館」, 2005年12月10日初版発行, 小学館